

【当該地域の所有者不明農地の概要】

取組経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者が基盤法で借りている水田の貸借期間が満了となるが、相続未登記となっていたため相談があった。
当該農地の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者が平成26年に死亡し、相続人が相続を放棄。 ・基盤整備が実施された優良農地であり、認定農業者が継続して耕作する意向がある。 ・所有者不明農地制度を活用するための手続きの途中（1月13日）で、借受予定者が死亡。
筆数、面積	1筆、2,034㎡（田）



【農業委員会の取組内容等】

- ・相続放棄した所有者の親族も貸借の意向があること、相続放棄していることを確認し、相続関係図を作成し探索をスタート。
- ・家庭裁判所に相続人が相続放棄していることを照会した結果、相続人3名のうち2名が相続放棄し、1名は不明でその他にも相続放棄している者がいるとの回答があった。
- ・探索したところ、不明の1名が死亡していたため、その子3名が相続放棄しているか家庭裁判所に照会中。
- ・また、手続きの途中で借受予定者が死亡したため、その後継者に借受の意向を確認したところ、認定農業者となり継続して耕作する意向が確認できたため取り組みを継続中。
- ・手続き等については、農業会議と農地バンクに随時相談しながら進めており、4月上旬中に公示をおこない、6月には促進計画の認定手続きができる見込み。

【取り組み実績スケジュール】

探索	登記簿・戸籍確認：10月 家裁への照会：1月、3月（2回） <ul style="list-style-type: none"> ・1回目：子の相続放棄確認 ・2回目：孫の相続放棄確認
公示	4～6月（2か月）
促進計画認可手続	6月予定